

令和7年1月29日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

寒河江市長 斎藤 真朗

市町村名 (市町村コード)	寒河江市 (062065)
地域名 (地域内農業集落名)	高松地区 (谷沢、清助新田、米沢、八鍬)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月16日 (第4回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

当該地区は寒河江川流域の平野部と平野山をはじめとした山手の農地を有する地域であり、水稻と果樹等の複合栽培や果樹の単一経営など果樹作が盛んな地域である。当該地区は新規就農者をはじめ、若手農業者が比較的多いものの、高齢農家も多く、今後の地域農業の維持発展のためには、担い手の育成体制の構築や担い手への農地集積のさらなる推進が必要である。水稻については担い手へ一定の集積がなされているものの、平野山などの広範な果樹団地を有する地区でもあり、特にさくらんぼにおいては近年、高温少雨の影響もあり結果不良が発生しているほか、老朽化した雨よけハウスの更新や作業の省力化・効率化が進まないなどの課題もあり、高齢農家の離農を加速させる要因が山積しているため、地域の特産品の維持発展のためにも、新たな担い手の確保と農地や農業技術・農業資産の適切で早急な継承と、早期での経営安定化が求められる。また、山間部の農地については、維持管理や鳥獣害対策等も併せて検討していく必要がある。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

果樹生産が盛んな地域であり、地域の特色を継承していくためにも、法人を中心とした担い手へ集約を図っていくほか、新規就農者や後継者などの受け入れ・指導・助言など新たな担い手の確保についても取り組んでいく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	466.00 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	466.00 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。  
山手の農地に関しては耕作条件の良くない箇所もあるため、今後保全管理も検討する。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、出し手と受け手のスムーズなマッチングの調整体制を設けながら、農地の分散を解消することで生産性の向上を図る。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

地区の特色を活かしながら、出し手と受け手のマッチングに反映させ集積を図る。担い手の経営意向を優先し、段階的に集約を進めるよう活用を図る。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

耕作条件の悪い山間部の農地については管理が難しく、農道等も狭隘である箇所が多く、担い手のニーズも踏まえ整備の検討を行う。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

市内の人口密集地区に隣接していることから、地区内外から新規就農者等の受け入れを積極的に推進していくほか、大規模な担い手の法人化を検討するなど、多様な経営体の育成推進を図る。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

作業受託を担う地区内外の事業者や担い手へ農作業の一部を委託し、作業の効率化を作る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④輸出	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

#### 【選択した上記の取組方針】

- ① 熊等をはじめとした鳥獣害対策のため、関係機関と一体となり罠の設置等の対応を実施していく。
- ② 水稲においては特別栽培米など、減薬を通じた付加価値の向上に努める。
- ③ 省力化のために、市・県やその他関団体と連携しながらスマート農業の導入を推進する。
- ④⑤ 水稲だけでなく、さくらんぼをはじめとした果樹のブランド化や面積・品質の維持のため、農地の集約化や離農者からの継承の取組を検討する。果樹については、昨今の気候変動の影響なども鑑み、品種構成を検討し、労力の分散などを図る。一方で、輸出に向けた取組についても引き続き検討していく。
- ⑦ 多面的機能支払い交付金や中山間地域等直接支払制度等の活用により農用地や農道・水路等の適正な保全管理を行う。
- ⑧ 農業振興に資するような農業用施設の整備の検討をしながら、関係者等で協議調整を行う。